

預かり保育

(宛先) 東大阪市長

請求日 年 月 日

施設等利用費請求書 (償還払い用)

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求します。登録している償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、東大阪市内に居住していることを東大阪市の住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを東大阪市の対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を東大阪市の対象施設に確認すること。
4. 課税状況を東大阪市の確認すること。

鉛筆・消せるボールペン・修正テープは使用しないで下さい。

請求年月 年 月 ~ 年 月分

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

Table with 4 columns: フリガナ, 認定子どもとの続柄, 生年月日, 現住所. Includes a note: ※償還払いの場合振込先は請求者名義の口座です

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

Table with 4 columns: こどもコード, フリガナ, 児童氏名, 法第30条の4の認定種別. Includes checkboxes for 第2号, 第3号, 現住所のとおり, etc.

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

Table with 4 columns: フリガナ, 施設名称, 所在地, 在籍状況. Includes checkboxes for 期間中在籍, 途中入園した, etc.

※預かり保育の提供時間数は、市又は在籍園へご確認ください。

4. 振込先口座

別紙、口座振込依頼書のとおり。(下記のいずれかにチェック)

Table with 2 columns: checkbox, text. Options: 既に口座振込依頼書提出済み, 請求書と同時に口座振込依頼書を提出

<裏面も記入して下さい>

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※1参照)

※①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話:
②	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話:
③	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話:
備考				

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※1参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外等	請求額		
	特定子ども・子育て支援利用料の額 ※2	利用日数 ※4	日額単価	対象額 (利用日数×450)	aとcの金額の低い方を記入	認可外保育施設等に支払った金額 ※1 ※2	各月請求額 ※3(「d+e」が月額上限額の低い方を記入)	請求額合計
月別で記入	a	b	@450	c=(b×450)	d	e	f	fの合計
年 月	円	日	× 450 円 =	円	円	円	円	円
年 月	円	日	× 450 円 =	円	円	円	円	
年 月	円	日	× 450 円 =	円	円	円	円	
年 月	円	日	× 450 円 =	円	円	円	円	
年 月	円	日	× 450 円 =	円	円	円	円	
年 月	円	日	× 450 円 =	円	円	円	円	

(a) と (c) を比べて低い方の額を(d)に記入

① (e) は、※1の場合のみ記入  
 ② 2号認定の場合は、【(d)と(e)の合計額】と11,300円を比べて、低い方の額を(f)に記入。  
 3号認定の場合は、【(d)と(e)の合計額】と16,300円を比べて、低い方の額を(f)に記入。

- ※1 在籍施設の預かり保育事業において、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。預かり保育の提供時間数は市又は在籍施設へご確認ください。
- ※2 施設に支払ったことを証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。なお、本市指定様式では「領収書兼提供証明書」1枚(月毎)となっております。  
 (「特定子ども・子育て支援利用料の額」とは、給食費や諸費用等以外の保育料のみの金額です)
- ※3 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「d+e」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入してください。
- ※4 ※利用日数が26日以上の場合は「11,300円×(利用日数÷その月の日数)」と実際に支払った額のいずれか低いほうを対象額となります。